

競争参加資格確認資料作成要領

(独) 国立特別支援教育総合研究所体育館外壁改修工事

令和4年3月

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

競争参加資格確認資料作成要領

1 工事概要等

- (1) 工事名 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所体育館外壁改修工事
 (2) 工事場所 神奈川県横須賀市野比5-1-1（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所構内）
 (3) 工事概要 本工事は、体育館の外壁改修工事である。
 (4) 工期 契約締結日の翌日から令和4年9月30日まで
 (5) 資料 配置図、平面図、詳細図

2 資料の構成

- ①企業の施工実績（別紙様式2）
 イ 同種又は類似の工事の施工実績
 ②配置予定の技術者（別紙様式3）
 イ 主任技術者又は監理技術者の予定者氏名（複数の候補者でも可）
 ロ イの予定者の資格、工事経験
 ハ イの予定者の他工事の従事状況
 ③公的研究費の不正防止に係る誓約書

3 作成要領

- (1) 提出資料の用紙サイズはA4判とし、記載事項は簡潔に記載すること。
 (2) 記載内容に関する留意事項及び記載要領は次のとおりとする。

記載事項	記載内容に関する留意事項及び記載要領
別紙様式2 同種又は類似の工事の 施工実績	① 同種又は類似工事の施工実績 建物で業務施設、商業施設、共同住宅、教育施設、専門的教育・研究施設、宿泊施設、医療施設、福祉・厚生施設、文化・交流・公益施設の新営工事又は、外壁改修工事等を平成18年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した工事の中から代表的なものを次の優先順位に基づき1件記載する。 1－国立大学法人又は文部科学省発注工事 2－他省庁発注工事 3－都道府県、市町村、公社又は公団発注工事 4－民間発注工事 ② 同種又は類似工事の記載事項 イ 工事名称、発注者名、施工場所、契約金額、工期、受注形態等を記載する。 ロ 建物用途、構造、建物規模、工事内容等を記載する。 ・ 共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。 ・ 工事名称等の項目の内容が証明できる契約書等の写しを添付する。ただし、当該工事が財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス（CORINS）」に登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要はない。 ・ 必要に応じ、規模等を確認できる平面図等の写しを添付する。

別紙様式3 配置予定技術者の資格 及び工事経験	① ②に記載する資格を有し、配置する予定の主任（監理）技術者の氏名を記載する。 ② 技術者の資格 資格は次によることとし、記載した資格の資格証、免許証の写しを添付する。 1級建築士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。 なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。 ・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者 ③ 技術者の工事経験 別紙様式2の①に掲げた条件に合致する同種又は類似の工事経験を記載すること。また、その工事が記載された主たる工事経歴書の写しを添付する。 ④ 技術者の現在の他工事従事状況 技術者が競争参加資格確認資料提出日現在において他の工事の主任（監理）技術者として従事している場合は、その工事の名称及び工期を記入する。 ⑤ 複数の候補者を記入することができる。 ⑥ 同一の技術者を重複して他の工事の配置予定の技術者とすることができる。ただし、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、直ちに提出した競争参加資格確認資料を取下げ又は入札の辞退を行うこと。これらの行為を行わずに入札した者に対しては、「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止を行うことがある。 ⑦ 経常建設共同企業体については、全ての構成員が②に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を配置すること。 ⑧ 実際の施工にあたって、配置予定の技術者を変更できるのは、病休、死亡、退職等の場合に限る。
別紙様式4 公的研究費の不正防止 に係る誓約書	別添「公的研究費の不正防止に係る誓約書の提出について」を熟読のうえ記載すること。

4. 苦情申立て

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当役に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次により説明を求めることができる。

① 提出期限：令和4年4月22日（金）16時00分

② 提出先：〒239-8585 神奈川県横須賀市野比5-1-1

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所総務部財務課施設専門職員
電話番号 046-839-6820

③ 提出方法：書面を持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提

出期限内必着。)することにより提出するものとする。

- (2) 契約担当役は、説明を求められたときは、令和4年4月26日(火)17時00分までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

5 再苦情申立て

契約担当役からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は、令和4年5月6日(金)17時00分までに書面により契約担当役に対して、再苦情の申立てを行うことができる。

書面は持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着)により提出するものとする。

提出場所及び再苦情の申立てに関する手続等を示した書類の入手先は、上記4(1)に同じ。

6 実施上の留意事項

- (1) 競争参加資格確認資料の作成及び提出に要する費用は、資料の提出者の負担とする。
- (2) 提出された競争参加資格確認資料を無断で使用することはない。
- (3) 競争参加資格確認資料に虚偽の記載をした者は、「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」(平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知)に基づく指名停止を行うことがある。

別紙様式 2

同 種 工 事 の 施 工 実 績

会社名：

同種工事の 判 断 基 準		平成1.8年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した建築工事で鉄筋コンクリート造等の業務施設、商業施設共同住宅、教育施設、専門的教育・研究施設、宿泊施設、医療施設、福祉・厚生施設、文化・交流・公益施設の建築工事又は、建築改修工事等を施工した実績。
工 事 名 称 等	工 事 名 称	
	発 注 者 名	
	施 工 場 所	(都道府県名・市町村名)
	契 約 金 額	
	工 期	年 月 日～ 年 月 日
	受 注 形 態 等	単体／共同企業体（出資比率 %）
工 事 概 要	建 物 用 途	
	構 造 ・ 階 数	
	建 物 規 模	(㎡)
	工 事 内 容	

別紙様式 3

配置予定技術者の資格、同種工事の施工経験

会社名：_____

配置予定技術者の従事役職・氏名		〇〇技術者 〇〇 〇〇
法令による資格・免許		(例) 1級建築士(取得年) 監理技術者資格(取得年、登録番号) 監理技術者講習(取得年、修了証番号)
同種工事の判断基準		平成18年度以降に、元請として完成・引渡し が完了した建築工事で鉄筋コンクリート造等の業務施 設、商業施設共同住宅、教育施設、専門的教育・研 究施設、宿泊施設、医療施設、福祉・厚生施設、文 化・交流・公益施設の建築工事又は、建築改修工事 等を施工した実績。。
工事の経 験の概要	工 事 名 称	
	発 注 者 名	
	施 工 場 所	(都道府県名・市町村名)
	契 約 金 額	
	工 期	年 月 日～ 年 月 日
	従 事 役 職	現場代理人、主任技術者、監理技術者等
	工 事 内 容	
申請時 における他 工事の従 事状況等	工 事 名 称	
	発 注 者 名	
	工 期	平成 年 月 日～平成 年 月 日
	従 事 役 職	現場代理人、主任技術者、監理技術者等
	本工事と重複する場 合の対応措置	例) 本工事に着手する前の〇月〇日から本工事に 従事可能。

注) 申請時におけるほか工事の従事状況は、従事しているすべての工事について、本工事を落札した場合の技術者の配置予定等を記入すること。

別記様式 1

競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

契約担当役

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

理事長 穴戸 和 成 殿

住 所 〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇番

商号又は名称 〇〇株式会社

代表者氏名 代表取締役社長 〇〇 〇〇 印
(※社印又は代表者印を押印する。)

令和4年3月28日付けで公告のありました「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所体育館外壁改修工事」に係る競争参加資格について、競争参加資格確認をされたく、下記の書類を添付し申請します。

なお、以下の1から7までについて誓約します。

1. 研究所会計細則第31条及び第32条の規定に該当しない者であること。
2. 会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者(再認定を受けた者を除く。)でないこと。
3. 資本関係又は人的関係がある者が当該入札に参加しようとしていないこと(資本関係又は人的関係がある者の全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)
4. 入札説明書に記載する本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
5. 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
6. 落札した場合、書面に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。
7. 申請書等提出書類の内容については事実と相違ないこと。

記

- 1 文部科学省における一般競争参加資格通知書の写し
- 2 入札説明書 記4に定める内容を記載した書面(別紙様式2～3)
- 3 上記を証明する契約書(CORINS)、施工図面、資格者証等の写し

競 争 加 入 者 心 得

(趣旨)

第 1 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下「研究所」という）で発注する工事の請負契約に係る一般競争及び指名競争を行う場合における入札その他の取扱いについては、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所会計規程（以下「会計規程」という。）、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所会計細則（以下「会計細則」という。）及び文部科学省発注工事請負等契約規則に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(競争加入者の資格)

第 2 一般競争又は指名競争に参加しようとする者（以下「競争加入者」という。）は、会計細則第 3 1 条及び第 3 2 条の規定に該当しない者であって、契約担当役独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長（以下「契約担当役」という）が競争に付するつど別に定める資格を有する者であること。

(入札保証金)

第 3 競争加入者は、入札公告、公示又は指名通知において入札保証金を納付すべきこととされた場合にあつては、入札書の提出期限までに、その者の見積る入札金額の 1 0 0 分の 5 以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。

(入札保証金に代わる担保)

第 4 第 3 に規定する入札保証金に代わる担保の種類及び担保の価値は次に掲げるとおりとする。

区分	種 類	価 値
ア	国 債	債権金額
イ	政府の保証のある債券	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価額）の 8 割に相当する金額
ウ	銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券	同 上
エ	日本国有鉄道改革法（昭和 6 1 年法律第 8 7 号）附則第 2 項の規定による廃止前の日本国有鉄道法第 1 条の規定により設立された日本国有鉄道及び日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和 5 9 年法律第 8 5 号）附則第 4 条第 1 項の規定による解散前の日本電信電話公社が発行した債	同 上

	券でイ以外のもの	
オ	地方債	債券金額
カ	契約担当役が確実と認める社債	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価額）の8割に相当する金額
キ	銀行又は契約担当役が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいう。以下同じ。）が振り出し又は支払を保証した小切手	小切手金額
ク	銀行又は契約担当役が確実と認める金融機関が引き受け又は保証若しくは、裏書をした手形	手形金額（当該手形の満期の日が当該手形を提供した日の1月後であるときは提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ当該手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額）
ケ	銀行又は契約担当役が確実と認める金融機関に対する定期預金債権	債権証書記載の債権金額
コ	銀行又は契約担当役が確実と認める金融機関の保証	保証金額

（入札保証金等の納付）

第5 競争加入者は、入札保証金を別紙第1号様式の入札保証金納付書（以下「入札保証金納付書」という。）に添えて、出納専門役 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所総務部財務課長（以下「出納専門役」という。）に提出しなければならない。

第6 競争加入者は、入札保証金として提供する担保が第4のケに規定する定期預金債権であるときは、当該債権に質権を設定し、かつ、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行又は契約担当役が確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面を入札保証金納付書に添付して、契約担当役に提出しなければならない。

第7 競争加入者は、入札保証金として提供する担保が第4のコに規定する金融機関の保証であるときは、当該保証を証する書面を入札保証金納付書に添付して、契約担当役に提出しなければならない。

第8 競争加入者は、入札保証金として提供する担保が第6及び第7に規定するものの外のものであるときは、当該担保を入札保証金納付書に添付して、出納専門役に提出しなければならない。

第9 競争加入者は、第5から第8までの規定により、入札保証金及び入札保証金納付書等を提出するときは、担当職員の確認を受けたのち、これを封筒に入れ密封し、か

つ、その封皮に、入札保証金が現金であるときはその金額、入札保証金として提供する担保が国債その他の有価証券等であるときは有価証券等の種類、有価証券の額面金額の種類ごとの枚数及び額面総額又は質権設定金額その他担保の種類に応じ必要な事項並びに競争加入者の氏名（法人にあっては、その名称又は商号）を明記するものとする。

第10 競争加入者は、保険会社との間に研究所を被保険者とする入札保証保険契約を結んだ場合には、当該契約に係る保険証券を契約担当役に提出しなければならない。

（入札保証金等の還付）

第11 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、競争入札が完結し契約の相手方が決定したときは、契約の相手方となるべき者以外の者に対しては即時これを還付し、契約の相手方となるべき者に対しては契約書を取りかわした後（契約書を作成しないときは、契約事項の履行を開始した後）にこれを還付するものとする。

（入札保証金の研究所帰属）

第12 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、契約の相手方となるべき者が当該契約を結ばないときは、研究所に帰属するものとする。

（入札）

第13 競争加入者は、図面、仕様書、現場説明書等を熟覧し現場確認の上、この心得を熟読し入札しなければならない。この場合において、図面、仕様書、現場説明書等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

第14 競争加入者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 競争加入者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の競争加入者と入札金額又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

3 競争加入者は、落札者の決定前に、他の競争加入者に対して入札金額を意図的に開示してはならない。

4 第2項及び前項の入札金額には、入札保証金の金額等（利付国債の総額、銀行等の保証に係る保証金額及び入札保証保険に係る保険金額を含む。）又は契約保証の予約に係る契約希望金額若しくは保証金額を含むものとする。

（入札辞退）

第15 競争加入者のうち、入札を辞退しようとする者は、次の各号に掲げるところにより、入札を辞退することができる。

一 入札執行前にあっては、別紙第2号様式の入札辞退届を契約担当役に直接持参又は郵送（入札執行日の前日までに到達するものに限る。）により提出するものとする。

二 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、契約担当役に直接提出するものとする。

2 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（代理人）

第 1 6 競争加入者又はその代理人は、当該入札に参加する他の競争加入者の代理人となることはできない。

第 1 7 競争加入者は、会計細則第 3 1 条及び第 3 2 条の規定に該当する者を競争加入者の代理人とすることはできない。

(入札場の自由入退場の禁止)

第 1 8 入札場には、競争加入者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員(以下「入札関係職員」という。)及び第 3.0 の立会い職員以外の者は入場することができない。

第 1 9 競争加入者又はその代理人は、入札開始時刻以後においては、入札場に入場することができない。

第 2 0 競争加入者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは、契約担当役により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写し及び身分証明書並びに代理人をして入札させる場合においては入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。

第 2 1 競争加入者又はその代理人は、契約担当役が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札場を退場することができない。

第 2 2 入札場において、公正な執行を妨げようとした者は、入札場から退去させるものとする。

第 2 3 入札場において、公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合した者は、入札場から退去させるものとする。

(入札書の提出)

第 2 4 競争加入者は、別紙第 3 号様式による入札書を作成し、当該入札書を封筒に入れ密封し、かつ、その封皮に競争加入者の氏名(法人にあっては、その名称又は商号)及び工事名称を表記し、入札公告、公示又は指名通知に示した日時までに、その入札執行場所に提出しなければならない。

2 提出された入札書は開札前も含め返却しないこととする。競争加入者が連合し若しくは不穏の行動をなす等の情報があつた場合又はそれを疑うに足る事実を得た場合には、入札書及び工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合があるものとする。

第 2 5 代理人が入札する場合は、入札書に競争加入者本人の住所及び氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印しておかなければならない。

(入札書の記載事項の訂正)

第 2 6 競争加入者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておかなければならない。

(入札書の引換え等の禁止)

第 2 7 競争加入者は、その提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。

(競争入札の取りやめ等)

第27 競争加入者は、その提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。

(競争入札の取りやめ等)

第28 契約担当役は、競争加入者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めたときは、当該競争加入者を入札に参加させず、又は当該入札を延期し、若しくはこれを取りやめることができる。

(無効の入札)

第29 次の各号の一に該当する入札書は、これを無効のものとして処理する。

一 一般競争の場合において、公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書

二 指名競争の場合において、指名をしていない者の提出した入札書

三 請負に付される工事の表示、入札金額の記載のない入札書

四 競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）の記載及び押印のない又は判然としない入札書

五 代理人が入札する場合における競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名の記載及び押印のない又は判然としない入札書（記載のない又は判然としない事項が競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。）

六 請負に付される工事の表示に重大な誤りのある入札書

七 入札金額の記載が不明確な入札書

八 入札金額を訂正したものでその訂正について印の押してない入札書

九 納付した入札保証金の額が入札金額の100分の5に達しない場合の当該入札書

十 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書

十一 その他入札に関する条件に違反した入札書

(開札)

第30 開札は、競争加入者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、競争加入者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

(落札者の決定)

第31 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格（会計規程第57条第2項に規定する契約にあつては、価格及びその他の条件が研究所にとって最も有利なもの）をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

第32 予定価格が1千万円を越えるものについては、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みを

した他の者のうち最低の価格（会計規程第57条第2項に規定する契約にあっては、価格及びその他の条件が研究所にとって最も有利なものの次に有利なもの）をもって申込みをした者を契約の相手方とすることがある。この場合において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる申込みをした者は、契約担当役の行う調査に協力しなければならない。

第33 予定価格が1千万円を越えるものについて、契約の相手方となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格（会計規程第57条第2項に規定する契約にあっては、価格及びその他の条件が研究所にとって最も有利なものの次に有利なもの）をもって申込みをした者を契約の相手方とすることがある。

第34 第32及び第33の規定により契約の相手方を決定したときは、他の入札者に入札結果を通知する。

（再度入札）

第35 開札をした場合において、競争加入者の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。

（同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定）

第36 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。

（契約書の作成）

第37 契約書を作成する場合においては、落札者は、契約担当役から交付された契約書案に記名押印し、落札決定の日から7日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、契約担当役が合理的と認める期間）に契約書の取りかわしを行うものとする。

第38 落札者が第37に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札の決定を取り消すものとする。

（請書等の提出）

第39 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、第37に定める期間内に請書その他これに準ずる書面を契約担当役に提出しなければならない。

ただし、契約担当役がその必要がないと認めて指示したときは、この限りではない。

（契約保証金の納付等）

第40 契約の相手方は、入札公告、公示又は指名通知において契約保証金を納付すべきこととされた場合にあつては、指定の期日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。

第41 契約の相手方は、契約保証金を研究所が指定する口座に振り込み、別紙第4号様式の契約保証金納付書（以下「契約保証金納付書」という。）を出納専門役に提出しなければならない。

第42 契約保証金に代わる担保の種類、価値及び提供の手続きは、入札保証金に代わる担保に関する定めを準用する。

第43 契約保証金として納付する担保が保証事業会社の保証であるときは、当該担保の価値は保証金額とし、契約の相手方は、当該保証を証する書面を契約保証金納付書に添付して、契約担当役に提出しなければならない。

第44 契約の相手方は、保険会社との間に国を被保険者とする履行保証保険契約を結んだ場合には、当該契約に係る保険証券を契約担当役に提出しなければならない。

第45 契約の相手方は、公共工事履行保証証券による保証を付する場合には、当該保証を証する証券を契約担当役に提出しなければならない。

第46 落札者は、契約上の義務履行前に契約保証金に代わる担保として提供した小切手とその呈示期間を経過することとなり、又は契約保証金に代わる担保として提供した手形がその満期になるときは、当該小切手又は手形に代わる契約保証金を納付しなければならない。ただし、出納専門役が、これらの有価証券の取立て及び当該取立てに係る現金の保管をした場合はこの限りでない。

(契約保証金の研究所帰属)

第47 落札者が納付した契約保証金又は契約保証金に代わる担保は、これを納付又は提供した者が契約上の義務を履行しないときは、研究所に帰属するものとする。

(契約保証金の還付)

第48 契約保証金又は契約保証金の担保は、契約に基づく給付が完了したときその他契約保証金又は契約保証金に代わる担保を返還する事由が生じたときは、これを還付する。

(異議の申立)

第49 入札をした者は、入札後、この心得、函面、仕様書、現場説明書等についての不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

誓約書

当社（当法人）は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所との取引に当たり、「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所会計規程」及び「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所会計細則」を遵守し、いかなる不正にも関与しないことを誓約します。

当社（当法人）に、上記規程等に反する行為があると認められた場合には、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議はありません。

また、内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提供等の要請に協力するとともに、研究所の構成員から不正な行為の依頼等があった場合は直ちに通報します。

令和 年 月 日

独立行政法人

国立特別支援教育総合研究所理事長 殿

（住所）

（社名又は法人名）

（代表者役職・氏名）

印

営業担当者名刺貼付箇所



平成27年10月5日

取引業者 各位

独立行政法人
国立特別支援教育総合研究所
理事長 矢戸 和成
(公印省略)

公的研究費の不正防止に係る誓約書の提出について（依頼）

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

本研究所の物品調達業務等につきましては、日頃よりご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、文部科学省所管の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」が平成26年2月18日付けで改正され、その中で研究活動における不正行為や、研究費の不正使用を事前に防止する取組みの一環として、取引業者からの誓約書を徴取することが具体的に示されました。

本研究所では従来から納品の際に取引先の皆様のご協力により、総務部財務課において事務部門が集約して検収を行い架空取引防止に取り組んでおりますが、更なる取組の一環として当該ガイドラインに基づき、別紙「誓約書」を提出していただくことといたしました。

つきましては、本趣旨をご理解いただき、別紙「誓約書」に必要事項をご記入及びご捺印の上、下記のとおり提出いただきますようお願いいたします。

敬白

記

1. 誓約書の提出を求める対象範囲について

本研究所と取引のある全ての業者。ただし、下記の者を除きます。

- a) 国、地方公共団体、国立大学法人、独立行政法人等の公的機関
- b) 学校法人
- c) 国際組織、外国企業等
- d) 電気・ガス・水道・電話・郵便事業者等
- e) 会計監査法人、弁護士・税理士・特許事務所、社会保険労務士、産業医等
- f) 商取引の相手方ではない個人
- g) その他、本件対象になじまない業種等

2. 提出の依頼について

平成27年10月1日より本研究所と取引がある業者の皆様方に提出を依頼します。

3. 提出回数について

1回

4. 誓約書の様式について

別紙「誓約書」のとおりとします。

5. 誓約書の提出方法について

国立特別支援教育総合研究所に持参、もしくは郵送で提出してください。

6. 提出および問合せ先

国立特別支援教育総合研究所

総務部財務課

契約第一係（物品・役務関係）TEL 046-839-6822 FAX 046-839-6916

契約第二係（工事・設備関係）TEL 046-839-6834 FAX 046-839-6916

7. コンプライアンス通報・相談窓口

国立特別支援教育総合研究所 監査室

TEL 046-839-6802 FAX 046-839-6918

E-mail kansa@nise.go.jp

8. その他

「誓約書」に記載されている規程及び細則につきましては、本研究所のホームページ「情報公開・公文書管理」に掲載しておりますので、ダウンロードしてご利用願います。

URL: <http://www.nise.go.jp/cms/6,348,30.html>

以上

取引業者の皆様へ

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

文部科学省から、文部科学省所管の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」が平成26年2月18日付けで改正され、その中で研究活動における不正行為や、研究費の不正使用を事前に防止する取組みの一環として、取引業者からの誓約書を徴取することが具体的に示されました。

以下は、ガイドラインから取引業者からの誓約書の徴取に関する部分を抜粋したものです。今般、研究所がお願いいたしました誓約書の提出についての背景となるものです。取引業者の皆様におかれましては、何卒、事情をご承知いただき協力くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）

平成19年2月15日（平成26年2月18日改正）文部科学大臣決定

（抄）

（機関に実施を要請する事項）

不正な取引は構成員と業者の関係が緊密な状況で発生しがちであることに鑑み、癒着を防止する対策を講じる。このため、不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針を機関として定め、機関の不正対策に関する方針及びルール等を含め、周知徹底し、一定の取引実績（回数、金額等）や機関におけるリスク要因・実効性等を考慮した上で誓約書等の提出を求める。

（実施上の留意事項）

取引業者に求める誓約書等に盛り込むべき事項を以下に示す。

＜誓約書等に盛り込むべき事項＞

- ・ 機関の規則等を遵守し、不正に関与しないこと
- ・ 内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること
- ・ 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと
- ・ 構成員から不正な行為の依頼等があった場合には通報すること

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の入札（公募・企画競争を含む）に参加される皆様方へ

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当研究所との関係に係る情報を当研究所のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。（応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただきますので、ご了承ください。）

（1）公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当研究所において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

- ② 当研究所との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

（2）公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当研究所の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当研究所における最終職名
- ② 当研究所との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当研究所との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

（3）当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当研究所OBに係る情報（人数、現在の職名及び当研究所における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当研究所との間の取引高

（4）公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）